

香川県条例第32号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～584の4 略				1～584の4 略			
584の5 要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例許可申請手数料	略			584の5 要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例許可申請手数料	略		
				584の6 <u>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録申請手数料</u>	<u>申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数</u>		
					<u>1</u>	<u>1件</u>	<u>7,000円</u>
					<u>2以上4以下</u>	<u>1件</u>	<u>8,000円</u>
					<u>5以上9以下</u>	<u>1件</u>	<u>1万円</u>
					<u>10以上19以下</u>	<u>1件</u>	<u>12,000円</u>
					<u>20以上29以下</u>	<u>1件</u>	<u>13,000円</u>
					<u>30以上39以下</u>	<u>1件</u>	<u>14,000円</u>

585 教育職員免許状授与手数料	略
585の2～598 略	

備考
略

	40以上49以下	1件	15,000円
	50以上99以下	1件	17,000円
	100以上	1件	22,000円
584の7 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の変更登録手数料	追加しようとする住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数		
	1以上4以下	1件	1,000円
	5以上9以下	1件	3,000円
	10以上19以下	1件	5,000円
	20以上29以下	1件	6,000円
	30以上49以下	1件	7,000円
	50以上99以下	1件	1万円
	100以上	1件	15,000円
585 教育職員免許状授与手数料	略		
585の2～598 略			

備考
略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。